

アクティブライフ応援事業業務委託 基本仕様書

1 事業名

アクティブライフ応援事業

2 業務の目的

本市では、高齢化の進展に伴い、介護予防の推進および健康寿命の延伸が重要な施策課題となっている。本事業は、単なる健康講座の実施にとどまらず、運動・栄養・口腔機能等を含む包括的な健康づくりの取組を導入し、高齢者が楽しみながら参加できる環境を整えることで、継続的な運動習慣の形成と地域社会への参加促進を図ることを目的とする。

また、地域に根差したプロスポーツチーム等と連携することにより、参加への心理的負担を軽減し、幅広い層の高齢者が関心を持ち事業に参加する契機を創出することを目指す。

本事業では、以下の成果を達成することを目的とする。

- 運動習慣の定着化と、それに伴う身体機能の維持・向上を図ること。
- 参加者同士の交流を促進し、地域コミュニティへの社会参加を支援すること。
- 楽しみながら健康意識を高め、自律的な健康管理の推進につなげること。
- 地域のプロスポーツチーム等との連携を通じて、事業の認知度向上および参加意欲の向上を図ること。

3 履行場所

熊本市内

4 委託期間

契約締結日から令和9年(2027年)3月31日まで

5 業務概要

本事業は、熊本市内5区において、運動・栄養・口腔機能等を組み合わせた全10～12回(約3か月間)の包括的な健康づくりプログラムを実施するとともに、プログラム終了後に参加者の継続的な健康づくりを促す合同イベントを開催するものである。参加者には「健康パスポート」を配布し、参加記録、運動記録、健康チェックの記録を促すことで、自己管理意識の向上および記録習慣の定着を図る。

運動プログラムの初回および最終回において運動機能評価を実施し、身体機能の変化や健康状態の把握を行う。また、栄養および口腔機能に関する講座をそれぞれ1回実施し(運動との組み合わせも可能)、参加者の知識向上を促進することで、包括的な健康づくりを推進する。

(1)健康づくりプログラム及びイベントの実施

① 対象者

熊本市内に在住する概ね65歳以上の方

② 参加人数

600名程度

③ 内容

・健康づくりプログラム

(ア) 運動プログラムは理学療法士等の専門職の監修による健康づくりや介護予防に資するプログラムを実施すること。

プログラムの開始前・終了時に運動機能評価を実施すること。

運動機能評価の実施に必要な機材については、受託者が用意すること。

(イ) 栄養プログラムは管理栄養士の専門職による高齢者に必要な栄養素や食事等についての栄養講座を実施すること。

(ウ) 口腔プログラムは歯科医師・歯科衛生士・言語聴覚士いずれかの専門職による嚥下機能や口腔に関する体操指導を実施すること。

(エ) その他医師・看護師・薬剤師等の専門職による健康づくりに関するプログラムを実施しても良い。

・合同イベント

(オ) 健康づくりプログラムに参加した方を対象にプログラム終了後に地域のプロスポーツチーム等との交流および地域の通いの場へ繋がる内容を実施すること。

・健康パスポートの作成・配布

(カ) 参加記録および日々の健康チェックや運動の記録ができる内容とし、冊子を作成して参加者へ配布すること。

・動画の作成・配信

(キ) 参加者や参加者以外のご家族等が自宅でも運動等を継続できるような動画を作成し、配信すること。動画の内容は、健康づくりプログラムの内容に即したもので、継続しやすい内容のものを選定すること。

④ 会場

(ア) 健康づくりプログラムの開催場所は市内の5区の体育館等の 15 か所程度で実施し、各区 3 回程度とすること。

なお、7～9月に開催する場合は以下の会場を予約しているため、使用することができる。

・中央公民館(中央区) :水曜日夜間(約 40 名)

・東部在宅福祉センター(東区) :火曜日 PM(約 40 名)

・東部はつらつ交流会館(東区) :金曜日夜間(約 40 名)

・城南老人福祉センター(南区) :土曜日 AM(約 40 名)

・富合老人福祉センター(南区) :月曜日 PM(約 30 名)

・西部交流センター(西区) :火曜日 AM(約40名)

・かがやき館(北区) :日曜日 14:00～21:00(約30名)

※3/16 時点で予約可能な会場であり、変更する場合があります。

合同イベント会場は地域のプロスポーツチームが主に利用するメイン会場等で実施すること。

(イ) 1 回のプログラムは1～2 時間程度を目安とすること。

⑤ 参加料

無料

(2)プログラム参加者の募集管理

- ・参加者募集のための周知・広報を企画し実施すること。
- ・参加希望者の受付をすること。
- ・参加者の基本情報及び運動機能評価等の情報を管理すること。情報の管理にあたっては、後にデータ分析に用いることができるよう整理し、データで管理すること。

(3)事前準備及び運営

- ・健康づくりプログラムの開催にあたり、市と協議のうえ会場を決定し、確保すること。
- ・合同イベントの開催については、地域のプロスポーツチームが主に利用するメイン会場等を市と協議のうえ決定し、確保すること。
- ・事業実施に必要な器具・物品等を準備すること。
- ・本事業を適正かつ効果的に実施するにあたり、スタッフの人員体制や組織間の連携体制、緊急時の連絡体制等を十分整えること。
- ・事業実施にあたっては、消毒の徹底、運動時の参加者同士の間隔を十分にとるなど、感染症対策について十分配慮すること。

(4)運動継続の働きかけ

- ・教室終了後も運動を継続できるよう、参加者一人ひとりの状況に合わせたアドバイスや、関係企業等と連携し運動継続するための社会資源(地域の通いの場や民間の運動施設など)の紹介を行うこと。

(5)データの分析・活用

- ・本事業を通じて収集した対象者の基本情報や運動機能評価のデータを分析し、参加者ごとの個別プログラムを提案するとともに、運動プログラム等の改善を図ること。
- ・本事業により得られた効果について定量・定性的に可視化するとともに、今後の健康づくり事業等に関する提案を行うこと。

(6)評価・報告等

- ・「実施報告書」を作成し、高齢福祉課へ提出すること。なお「実績報告書」には、得られた成果、今後の健康づくり事業等に関する提案を記載すること。

6 実施における留意点

- ・対象者の身体状況や既往症等についても十分に把握しリスク管理等、安全に十分配慮するため、理学療法士等のリハビリテーション専門職等と連携するなど安全管理体制を整えること。
- ・必要に応じて圏域の「高齢者支援センターささえりあ」や担当ケアマネージャーとの情報共有、主治医等と連携を図ること。
- ・本事業における事故を未然に防ぐ取組を十分に行うとともに、緊急時の対応についてマニュアル等を整

備すること。

- ・参加者に障害が生じた場合や実施施設及び設備に損害が生じた場合等、不測の事故に対処するため、受託者は損害保険に加入すること。
- ・参加者に対して誤送付・送信を防止する策を講じること。
- ・参加者に対して一斉メールを送信する際は、参加者のメールアドレスが互いに閲覧できないよう、必ずブラインドカーボンコピー(BCC)を使用すること。
- ・本事業の運営に必要な情報共有を行うため、参加者向けにメールを送信する際は、委託先担当者のメールアドレスをカーボンコピー(以下 CC)欄に必ず追加すること。なお、CC に追加するメールアドレスは、事前に本市が承認した担当者に限るものとする。

7 秘密の保持

受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守するほか、個人情報保護対策を施した管理下で業務を行うこと。また、個人情報その他業務上知り得た情報を第三者に漏らし、または、公表してはならない。業務終了後も同様とする。

8 留意事項

(1) 契約方式に関する事

本業務は、成果連動型民間委託契約方式(PFS)又はソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)による契約は予定していない。

(2) 協議・打ち合わせ

業務の実施にあたっては、適宜、高齢福祉課と協議を行うこと。

(3) その他

本件に関して疑義が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者とで協議を行い決定するものとする。

感染症の感染拡大の観点等から、事業を中止する場合がある。その場合は、委託者と協議のうえ、受託者への委託料を減額することがあり得る。

9 業務の規模

14,000千円以内(消費税及び地方消費税の額を含む。)